

報 道 資 料

獣害対策用電気さくの安全点検の結果について

7月19日に静岡県西伊豆町で発生した、獣害対策用電気さくからの感電による死亡事故を受けて、既設の電気柵について可能な限り実施した安全点検の結果は以下のとおりです。

1. 安全点検の対象

<市町村単独事業もしくは農家独自に設置した電気柵>
○県内18市町村 211件設置
○総延長約317km

<緊急安全点検の実施分>
8/3発表済み（法令に不適合と認められる事例はなかった）
鳥獣被害防止対策事業※（H22～26）により設置した獣害対策用電気さく
○県内14市町村 164件設置
○総延長約130km

2. 点検内容

電気事業法（昭和39年法律第170号）に基づく電気設備に関する技術基準を定める省令（平成9年通商産業省令第52号）における感電防止のための適切な措置が講じられているかどうかを以下のように確認。

- 危険である旨の表示板が設置されているか。
- 感電により、人に危険を及ぼすおそれのないよう出力電流が制限される電気さく用電源装置を用いているか。
- 商用100Vなどの電源などから電気の供給を受け、人が容易に立ち入る場所に設置する場合は漏電遮断機を設置しているか。また、この場合に、漏電遮断機と電気さく用電源装置もしくはACアダプターは電気用品安全法（昭和36年法律第234号）適用品（PSEマーク付き）であるか。
- 容易に開閉できる箇所に、専用の開閉器（スイッチ）を設置しているか。

3. 点検結果

○電気柵用電源装置を使用していないものや、家庭用100V用電源を使用している場合に漏電遮断器を設置していないなど、感電死亡事故に繋がりにくい深刻な不適合事例はなかった。

一方、危険表示板が設置されていないものが37箇所、容易に開閉できる場所に通電を遮断するスイッチが設置されていなかった事例が3箇所あったが、県から市町村へ早急に改善を指示した。

※鳥獣被害防止対策事業：国の鳥獣被害防止総合対策交付金を活用した県の補助事業。事業実施主体は地域協議会または市町村。